

障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき、手続きが必要となります。

- ・転居・氏名変更
- ・他市町村から大山町に転入
- ・大山町から他市町村へ転出
(転出先の市町村障害福祉担当窓口にご相談下さい。)
- ・手帳の紛失・破損
- ・手帳所持者の死亡
- ・身体障害者手帳取得から10年経過したとき

※身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古く度々本人確認が必要になります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けていける場合は対象外です。

各種助成制度

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

◆対象者

次の項目にすべて該当する方

通所・通院に必要な交通費の扶助の受給者は除く）

2分の1相当額を助成。（公

①身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級）

支援・就労継続支援を行う事業所などに通所する場合。

②15歳（中学校在学中を除く）から69歳（後期高齢者医療対象者を除く）の方。
③所得税非課税の方。

◆手続きに必要なもの

領収書（保険点数のわかるもの。レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳

【障害者通所・通院費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

◆手続き・問い合わせ先

次の項目に該当する場合、

通所・通院に必要な交通費の扶助の受給者は除く）

2分の1相当額を助成。（公

大山町福祉介護課
☎ 0859-54-5207
大山支所総合窓口課
☎ 0859-58-6112
大山支所総合窓口課
☎ 0859-53-3311



▲11人の委員が初会合

大山町環境審議会を設置しました

お持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けていける場合は対象外です。

2月13日（水）、役場で大

山町環境審議会の初会合を開きました。審議会の委員は11人で、学識経験者、民間団体代表者で構成されています。

審議会では、環境の保全対策、貴重な町の資源である地

下水の保全に関することについて、町長の諮問に応じ調

査・審議などを行います。

この日は、まず町長から委員一人ひとりに委嘱状を交付。設置の経緯等の説明を行

付。近藤忠史（鳥取県漁協

連絡組合長）

伊澤百子（町教育委員会委員長）

荒金恵美子（町女性団体連絡協議会会長）

中村公（小竹以東公害防止対策委員会委員）

森本詔照（鳥取県さく井協会事務局長）

松本康右（県西部総合事務所生活環境局長）

小西正記（副町長）

い、会長および副会長が選任されました。委員の方々は次とおりです（敬称略）。

2月13日（水）、役場で大

山町環境審議会の初会合を開きました。審議会の委員は11人で、学識経験者、民間団体代表者で構成されています。

審議会では、環境の保全対策、貴重な町の資源である地

下水の保全に関することについて、町長の諮問に応じ調

査・審議などを行います。

この日は、まず町長から委員一人ひとりに委嘱状を交

付。近藤忠史（鳥取県漁協

連絡組合長）

伊澤百子（町教育委員会委員長）

荒金恵美子（町女性団体連絡協議会会長）

中村公（小竹以東公害防止対策委員会委員）

森本詔照（鳥取県さく井協会事務局長）

松本康右（県西部総合事務所生活環境局長）

小西正記（副町長）